

事 務 連 絡
平成 2 5 年 5 月 2 日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）御中

健康局結核感染症課

中国の鳥インフルエンザ A（H 7 N 9）に関する検疫所の対応について
（依頼）

今般、海外で患者が発生している鳥インフルエンザ A（H 7 N 9）の検疫感染症への追加に伴い、検疫対応について、別紙の「「鳥インフルエンザ（H 5 N 1）における検疫対応について」の一部改正について」（平成 2 5 年 4 月 2 6 日健感発 0 4 2 6 第 3 号）によることとし、併せて当面の検疫対応フロー（別添 1）及び中国からの帰国者・旅行者等に対する注意喚起カード（健康カード。別添 2）を改正した旨、各検疫所宛連絡したところです。

貴管下の保健所等におかれましても、検疫所における対応についてご了解いただき、検疫所の検査で患者が見つかったり、検疫所の健康監視対象者に異常が発生した場合に、検疫所からの連絡による感染症法に基づく対応について、特段のご配慮をお願いします。



事 務 連 絡
平成 2 5 年 5 月 2 日

各 検 疫 所 長 殿

健康局結核感染症課長

鳥インフルエンザ A（H 7 N 9）に関する検疫所の対応について
（対応フロー及び中国からの帰国者・旅行者等に対する注意喚起）

鳥インフルエンザ A（H 7 N 9）の検疫感染症への追加に伴い、「「鳥インフルエンザ（H 5 N 1）における検疫対応について」の一部改正について」（平成 2 5 年 4 月 2 6 日健感発 0 4 2 6 第 3 号。以下「通知」という。）により、検疫対応についてお知らせしたところです。

各検疫所においては、平成 2 5 年 5 月 6 日以降は、現在の国内外での患者の発生状況を踏まえた当面の検疫対応フロー（別添 1）に基づき、必要な患者に対して、質問、診察及び検査、入国後の健康状態の観察を行うとともに、医療機関の紹介と受診勧奨、保健所等への連絡をお願いします。

併せて、中国から本邦への帰国者・旅行者等に対して、健康状態の確認や体調が悪化したときの対応を周知するための注意喚起カード（健康カード）についても、別添 2 のとおりとすることとしたので、次回印刷分から差し替えをお願いします。

また、当面の検疫対応として、通知の健康管理カード（様式 4）に替えて、別添 2 の健康カードを配布することにより対応しているのでご承知おき下さい。

なお、本件については、都道府県等にもお知らせしていますので、その旨申し添えます。

「中国の鳥インフルエンザ A（H 7 N 9）に関する検疫所の対応について」（平成 2 5 年 4 月 1 8 日付け事務連絡）は平成 2 5 年 5 月 6 日付けで廃止することとします。